

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p>	<p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p>
<p>Ⅱ－２ 財務の健全性</p>	<p>Ⅱ－２ 財務の健全性</p>
<p>Ⅱ－２－１ 自己資本（早期是正措置）</p>	<p>Ⅱ－２－１ 自己資本（早期是正措置）</p>
<p>Ⅱ－２－１－８ 外部流出制限措置【農中】</p>	<p>Ⅱ－２－１－８ 外部流出制限措置【農中】</p>
<p>Ⅱ－２－１－８－１ 意義</p>	<p>Ⅱ－２－１－８－１ 意義</p>
<p>金融システムにおける景気循環増幅効果又はシステムミック・リスクの緩和を図るため、当局としては、農中に対し、資本バッファ比率という客観的な基準（<u>農中法自己資本比率告示第2条の2第5項第1号の規定に基づき定められた（注）場合における農中（以下、「農中法自己資本比率告示に定められたG-SIBs」という。）</u>）<u>にあつては、レバレッジ・バッファ比率を含む。</u>）を用い、状況に応じた外部流出制限措置命令を迅速かつ適切に発動することにより、農中の信用供与の機能の維持を促していく必要がある。</p> <p><u>（注）グローバルなシステム上重要な銀行（Global Systemically Important Banks; G-SIBs）の選定に係るシステム上の重要性評価は、金融安定理事会によって行われるものであり、国際的に活動する銀行等のうち、農中法自己資本開示告示第2条第5項に規定する定量的な開示事項のうち、別紙様式第2号第32</u></p>	<p>金融システムにおける景気循環増幅効果又はシステムミック・リスクの緩和を図るため、当局としては、農中に対し、資本バッファ比率という客観的な基準を用い、状況に応じた外部流出制限措置命令を迅速かつ適切に発動することにより、農中の信用供与の機能の維持を促していく必要がある。</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p><u>面項番3の額（バーゼルⅢレバレッジ比率のエクスポージャー合計額）を直前に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える場合の農中を含む銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」、⑤「国際的活動」の5基準に基づきG-SIBsが選定されており、これに鑑み農中法自己資本比率告示で定める。</u></p> <p>Ⅱ－2－1－8－2 監督手法・対応</p> <p>農中法区分命令において具体的な措置内容等を規定する外部流出制限措置について、以下のとおり運用することとする。</p> <p>(1) <u>区分命令発動の前提となる資本バッファ比率又はレバレッジ・バッファ比率</u></p> <p><u>農中法区分命令第1条第1項第2号、第4号、第2項第2号及び4号の表の区分（以下「外部流出制限措置区分」という。）に係る資本バッファ比率（単体資本バッファ比率又は連結資本バッファ比率をいう。以下同じ。）又はレバレッジ・バッファ比率（単体レバレッジ・バッファ比率又は連結レバレッジ・バッファ比率をいう。以下同じ。）は、次の資本バッファ比率又はレバレッジ・バッファ比率によるものとする。</u></p>	<p>Ⅱ－2－1－8－2 監督手法・対応</p> <p>農中法区分命令において具体的な措置内容等を規定する外部流出制限措置について、以下のとおり運用することとする。</p> <p>(1) <u>区分命令発動の前提となる資本バッファ比率</u></p> <p>農中法区分命令第1条第1項第2号及び第2項第2号の表の区分（以下「外部流出制限措置区分」という。）に係る資本バッファ比率（単体資本バッファ比率又は連結資本バッファ比率をいう。以下同じ。）は、<u>次の資本バッファ比率によるものとする。</u></p>

改正案	現行
<p>① <u>決算状況表（中間期にあつては仮決算状況表）により報告された資本バッファ－比率又はレバレッジ・バッファ－比率（ただし、業務報告書の提出後は、これにより報告された資本バッファ－比率又はレバレッジ・バッファ－比率）</u></p> <p>② <u>上記①が報告された時期以外に、行政庁の検査結果等を踏まえた農中と監査法人等との協議の後、農中から報告された資本バッファ－比率又はレバレッジ・バッファ－比率</u></p> <p>(2) 外部流出制限措置区分に基づく命令</p> <p>① <u>資本バッファ－第1区分から資本バッファ－第4区分まで又はレバレッジ・バッファ－第1区分からレバレッジ・バッファ－第4区分までに係る措置</u></p> <p><u>農中法区分命令第1条第1項第2号若しくは第2項第2号の表に掲げる「外部流出額の制限に係る内容を含む資本バッファ－比率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令」又は同条第1項第4号若しくは第2項第4号の表に掲げる「外部流出額の制限に係る内容を含むレバレッジ・バッファ－比率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令」は、計画全体として資本バッファ－比率又はレバレッジ・バッファ－比率の回復を着実に図るためのものであることを重視する。また、外部流出額の制限に係る内容については、外部流出額が各区分に掲げた命令に応じた外部流出可能額の範囲内に確実に制限されるものであることとし、その実行に当たっ</u></p>	<p>① <u>決算状況表（中間期にあつては仮決算状況表）により報告された資本バッファ－比率（ただし、業務報告書の提出後は、これにより報告された資本バッファ－比率）</u></p> <p>② <u>上記①が報告された時期以外に、行政庁の検査結果等を踏まえた農中と監査法人等との協議の後、農中から報告された資本バッファ－比率</u></p> <p>(2) 外部流出制限措置区分に基づく命令</p> <p>① <u>資本バッファ－第1区分から資本バッファ－第4区分までに係る措置</u></p> <p><u>農中法区分命令第1条第1項第2号又は第2項第2号の表に掲げる「外部流出額の制限に係る内容を含む資本バッファ－比率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令」は、計画全体として資本バッファ－比率の回復を着実に図るためのものであることを重視する。また、外部流出額の制限に係る内容については、外部流出額が各区分に掲げた命令に応じた外部流出可能額の範囲内に確実に制限されるものであることとし、その実行に当たって、制限の対象となる事由のうちいずれの事由を制限対象とするかについては、基本的に農中の判断を尊重することとする。</u></p>

改正案	現行
<p>て、制限の対象となる事由のうちいずれの事由を制限対象とするかについては、基本的に農中の判断を尊重することとする。</p> <p>② 外部流出可能額 農中法区分命令第1条第6項及び同条第15項に規定する「特別な理由がある場合」とは、例えば、農中が、外部流出制限計画の実行に係る事業年度において普通出資等 Tier 1 比率を増加させる資本調達を新たに行った場合で、当該資本調達した額を上限として外部流出可能額を超過して支出するような場合が考えられる。</p> <p>③ 調整税引後利益の算出方法 農中法区分命令第1条第7項及び同条第16項に規定する「当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額」の算出にあたっては、当該額の算出の簡便法として、実際に当該前連結会計年度において会計上の費用として計上された外部流出額（ただし、税務上の損金として算入されなかった額を除く。）に、納税単位における当該前連結会計年度末の法定実効税率を乗じて得られた額を、前連結会計年度の実際の税額に加えることにより算出することができるものとする。</p> <p>④ 賞与の意義 農中法区分命令第1条第6項第4号及び第15項第5号に規定する「賞与」とは、定期の給与とは別に支払われる給与等で、賞与、ボーナス、夏期手当、年末手当、期末手当等の名目で支</p>	<p>② 外部流出可能額 農中法区分命令第1条第6項及び同条第11項に規定する「特別な理由がある場合」とは、例えば、農中が、外部流出制限計画の実行に係る事業年度において普通出資等 Tier 1 比率を増加させる資本調達を新たに行った場合で、当該資本調達した額を上限として外部流出可能額を超過して支出するような場合が考えられる。</p> <p>③ 調整税引後利益の算出方法 農中法区分命令第1条第7項及び同条第12項に規定する「当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額」の算出にあたっては、当該額の算出の簡便法として、実際に当該前連結会計年度において会計上の費用として計上された外部流出額（ただし、税務上の損金として算入されなかった額を除く。）に、納税単位における当該前連結会計年度末の法定実効税率を乗じて得られた額を、前連結会計年度の実際の税額に加えることにより算出することができるものとする。</p> <p>④ 賞与の意義 農中法区分命令第1条第6項第4号及び第11項第5号に規定する「賞与」とは、定期の給与とは別に支払われる給与等で、賞与、ボーナス、夏期手当、年末手当、期末手当等の名目で支</p>

改正案	現行
<p>給されるものその他これらに類するものをいい、給与等が賞与の性質を有するかどうか明らかでない場合、次のようなものは賞与に該当するものとする。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>また、「賞与その他これに準ずる財産上の利益」とは、名目に関わらず、上記の性質を有する財産上の利益をいい、例えば、給与又は退職給付金等に上乗せして随時的に支給されるものも含まれるものとする。</p> <p>⑤ 子会社等の意義</p> <p>農中法区分命令第1条第15項第5号に規定する「子会社等」の該当性の判断に係る主要性の有無については、基本的に農中の判断を尊重することとするが、グループ（本監督指針Ⅲ-4-10-4-5(1)の「グループ」をいう。以下本号及び次号において同じ。）が形成されている場合、その財政状態又は経営状況に与える影響を勘案し、当該子会社等が重要な意義を有するか否かに留意するものとする。例えば、農中の連結総資産に対する当該子会社等の総資産の割合が2%を超えない場合には、「子会社等」に該当しないものとするなど、具体的な基準を用いることが考えられる。ただし、当該子会社等の規模等が僅少であっても、グループの経営上重要な子会社等は「子会社等」に含めているかに留意するものとする。</p> <p>⑥ 経営上重要な役員・職員の意義</p> <p>農中法区分命令第1条第15項第5号に規定する「経営上重要な」役員及び職員については、農中から高額の報酬等を受け</p>	<p>給されるものその他これらに類するものをいい、給与等が賞与の性質を有するかどうか明らかでない場合、次のようなものは賞与に該当するものとする。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>また、「賞与その他これに準ずる財産上の利益」とは、名目に関わらず、上記の性質を有する財産上の利益をいい、例えば、給与又は退職給付金等に上乗せして随時的に支給されるものも含まれるものとする。</p> <p>⑤ 子会社等の意義</p> <p>農中法区分命令第1条第11項第5号に規定する「子会社等」の該当性の判断に係る主要性の有無については、基本的に農中の判断を尊重することとするが、グループ（本監督指針Ⅲ-4-10-4-5(1)の「グループ」をいう。以下本号及び次号において同じ。）が形成されている場合、その財政状態又は経営状況に与える影響を勘案し、当該子会社等が重要な意義を有するか否かに留意するものとする。例えば、農中の連結総資産に対する当該子会社等の総資産の割合が2%を超えない場合には、「子会社等」に該当しないものとするなど、具体的な基準を用いることが考えられる。ただし、当該子会社等の規模等が僅少であっても、グループの経営上重要な子会社等は「子会社等」に含めているかに留意するものとする。</p> <p>⑥ 経営上重要な役員・職員の意義</p> <p>農中法区分命令第1条第11項第5号及び第11項第5号に規定する「経営上重要な」役員及び職員については、農中から高</p>

改正案	現行
<p>る者であって、農中及び子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者を選定するものとする。選定にあたっては、本監督指針Ⅲ－４－１０－４－５(２)①イ、b. 及びc. に記載の基準も参考にするものとする。</p> <p>また、「役員」については、農中の判断により、農中の常務に従事しない者を除くことができるものとするが、当該者が、農中から高額の報酬等を受ける者であって、農中及び子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者に該当する場合には、「役員」に含めるものとする。</p> <p>Ⅱ－２－１－８－４ その他</p> <p>(1) <u>農中法区分命令第1条第1項第2号、第4号、第2項第2号及び第4号並びに第3条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。</u></p> <p>(2) <u>農中の自己資本比率又はレバレッジ比率（レバレッジ・バッファ比率を含む。）が、早期是正措置区分に基づく命令及び外部流出制限措置区分に基づく命令のいずれの区分にも該当する場合は、両者の区分に基づく命令を含む命令を発出するものとする。</u></p>	<p>額の報酬等を受ける者であって、農中及び子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者を選定するものとする。選定にあたっては、本監督指針Ⅲ－４－１０－４－５(２)①イ、b. 及びc. に記載の基準も参考にするものとする。</p> <p>また、「役員」については、農中の判断により、農中の常務に従事しない者を除くことができるものとするが、当該者が、農中から高額の報酬等を受ける者であって、農中及び子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者に該当する場合には、「役員」に含めるものとする。</p> <p>Ⅱ－２－１－８－４ その他</p> <p>(1) <u>農中法区分命令第1条第1項第2号及び第2項第2号並びに第3条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。</u></p> <p>(2) <u>農中の自己資本比率が、早期是正措置区分に基づく命令及び外部流出制限措置区分に基づく命令のいずれの区分にも該当する場合は、両者の区分に基づく命令を含む命令を発出するものとする。</u></p>

改正案	現行
<p>Ⅱ－２－９ 再建計画の策定等</p> <p>Ⅱ－２－９－１ 意義【農中】</p> <p>(略)</p> <p>Ⅱ－２－９－２ 着眼点と監督手法・対応【農中】</p> <p>金融安定理事会における合意等を踏まえ、<u>農中法自己資本比率告示に定められた G-SIBs</u> に対して法第 83 条に基づき、年 1 回又は事業やグループ構造等に重要な変更があった場合に、再建計画の策定・提出を求めるものとする。再建計画の内容は、各金融機関のグループ構造やビジネスモデルの実態に応じて異なるものとなるが、金融安定理事会の議論等を踏まえ、最低限、以下の項目が含まれているか確認するものとする。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>Ⅱ－２－９ 再建計画の策定等</p> <p>Ⅱ－２－９－１ 意義【農中】</p> <p>(略)</p> <p>Ⅱ－２－９－２ 着眼点と監督手法・対応【農中】</p> <p>金融安定理事会における合意等を踏まえ、<u>農中法自己資本比率告示第 2 条の 2 第 5 項第 1 号の規定に基づき定められた (注) 場合における農中 (以下「農中法自己資本比率告示に定められた G-SIBs」という。)</u> に対して法第 83 条に基づき、年 1 回又は事業やグループ構造等に重要な変更があった場合に、再建計画の策定・提出を求めるものとする。再建計画の内容は、各金融機関のグループ構造やビジネスモデルの実態に応じて異なるものとなるが、金融安定理事会の議論等を踏まえ、最低限、以下の項目が含まれているか確認するものとする。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(注) <u>グローバルなシステム上重要な銀行 (Global Systemically Important Banks; G-SIBs) の選定に係るシステム上の重要性評価は、金融安定理事会によって行われるものであり、国際的に活動する銀行等のうち、農中法自己資本開示告示第 2 条第 5</u></p>

改正案	現行
<p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－１０ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－４－１０－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－４－１０－４－６ 流動性に係る経営の健全性の状況の開示（農中法施行規則第 112 条第 5 号ホ、第 113 条第 3 号ニ並びに第 116 条第 1 項及び第 2 項関係）【農中】</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p><u>項に規定する定量的な開示事項のうち、別紙様式第 2 号第 32 面項番 3 の額（バーゼルⅢレバレッジ比率のエクスポージャー合計額）を直前に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える場合の農中を含む銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互連関性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」、⑤「国際的活動」の 5 基準に基づき G-SIBs が選定されており、これに鑑み農中法自己資本比率告示で定める。</u></p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－１０ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－４－１０－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－４－１０－４－６ 流動性に係る経営の健全性の状況の開示（農中法施行規則第 112 条第 5 号ホ、第 113 条第 3 号ニ並びに第 116 条第 1 項及び第 2 項関係）【農中】</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正案	現行
<p>(3) 単体安定調達比率に関する定性的開示事項</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 「その他単体安定調達比率に関する事項」については、以下の内容が記載されているか。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 農中による今後の安定調達比率の<u>見通し</u>が開示された比率と大きく乖離することが想定される場合には、その見通しに関する定性的な説明</p> <p>エ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(3) 単体安定調達比率に関する定性的開示事項</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 「その他単体安定調達比率に関する事項」については、以下の内容が記載されているか。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 農中による今後の安定調達比率の<u>見通しを開示している場合には、</u>開示された比率と大きく乖離することが想定される場合には、その見通しに関する定性的な説明</p> <p>エ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

附 則

この通知の改正は、令和5年3月31日から適用する。